

第1章 計画の概要

1 計画改定の背景

本市では、1996年度（平成8年度）に制定された「藤沢市環境基本条例」に基づき、1998年度（平成10年度）に、「豊かな自然と都市機能が調和した安心して暮らせるまち－藤沢」の実現を目指し、「藤沢市環境基本計画」を策定しました。2010年度（平成22年度）には、社会情勢を踏まえるとともに、「地域から地球に広がる環境行動都市」の実現を目指し、将来にわたって持続可能な社会を構築するために新たな「藤沢市環境基本計画」に改定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年、社会情勢は大きく変化しています。国際的には、2015年（平成27年）に、国連総会において、2030年（令和12年）に向けた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下、SDGs）*」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択されました。また、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（Conference of the Parties 21、以下、COP21）*において、新たな気候変動対策に関する法的文書として、「パリ協定*」が採択されました。

国内では、2018年（平成30年）に国の「第五次環境基本計画*」が閣議決定され、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要であると示されました。また、2020年（令和2年）には、「2050年カーボンニュートラル*宣言」が表明され、それに伴い、2050年（令和32年）にカーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しています。

地球温暖化*に伴い、台風の大型化や気温上昇による熱中症の搬送者の増加など、さまざまな影響が予想されており、国では、2018年（平成30年）に「気候変動適応計画*」が閣議決定されるとともに、同年に「気候変動適応法*」が施行されました。これにより、地方公共団体に対しては、自然的経済的社会的状況に応じた気候変動への「適応策*」が求められています。

県は、国に先立ち2020年（令和2年）に「かながわ気候非常事態宣言*」を表明し、脱炭素社会*の実現に向けた温室効果ガス*の削減を図るための「緩和策*」と、気候変動による影響を回避・軽減するための「適応策」に取り組んでいくこととしています。

本市では、2021年（令和3年）2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すこと、風水害対策を強化すること、あらゆる主体が広く情報共有し、協働して気候変動対策に取り組むことを掲げています。

このように本市の環境を取り巻く社会情勢が大きく変化しているため、「藤沢市環境基本計画」の計画期間の満了にあたる2022年度（令和4年度）を待たず、1年前倒して計画の改定を行います。計画の改定にあたっては、国や県の動向、「藤沢市市政運営の総合指針（藤沢市SDGs共創指針）」を始めとする本市の関連計画等を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応していくための計画とします。

2 計画の目的

本計画は、「藤沢市環境基本条例」に基づき、生活環境及び自然環境などの保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とします。また、市民（滞在者も含む）・事業者・行政が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいく指針となるものです。

3 計画の範囲と位置づけ

本計画で扱う環境の範囲は、「生活環境」、「自然環境」、「資源循環」、「環境教育・協働」、「地球環境」とし、対象地域は藤沢市全域とします。

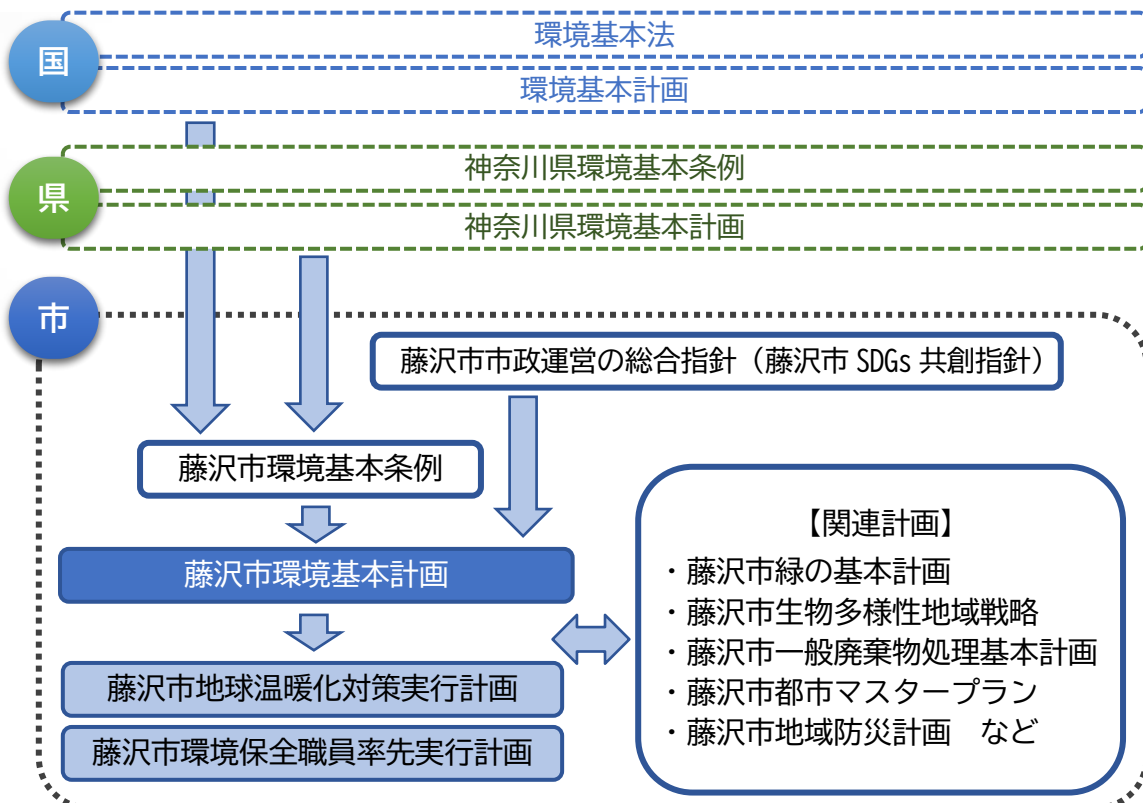
ただし、地球規模の取組も求められるため、必要に応じて国や県、近隣自治体との連携を行います。

◆計画の対象とする環境の範囲

区分	対象
生活環境	大気質、水質、河川環境、地下水（湧水）、水源保護、土壌、騒音、振動、悪臭、景観、文化財、観光など
自然環境	緑、緑地、里地里山、河川、海洋、公園、環境保全型農業など
資源循環	資源リサイクル、廃棄物処理など
環境教育・協働	環境教育、環境学習、各主体の協働による環境活動など
地球環境	地球温暖化、二酸化炭素、エネルギー、交通、防災など

本計画は、「藤沢市環境基本条例」に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する総合的、長期的な目標や施策の推進を図るため、本市における環境施策に関する基本計画として位置づけられるものであり、本市のまちづくり、各種施策の環境に関わる事項については、本計画の基本的な方向性に沿って策定、推進されるべきものとします。

◆計画の位置づけ



4 計画の期間

2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）までの9年間とします。

計画の推進にあたっては、毎年度、進捗状況の点検結果を公表するとともに、国内外の社会情勢の著しい変化等に合わせて、必要に応じて環境像や施策等の見直しを行うこととします。

◆計画の期間



5 計画の構成

第1章 計画の概要

- | | | |
|-----------|---------|--------------|
| 1 計画改定の背景 | 2 計画の目的 | 3 計画の範囲と位置づけ |
| 4 計画の期間 | 5 計画の構成 | |

第2章 本市の現状と課題

- | |
|--|
| 1 社会情勢の変化
(1)持続可能な開発目標（SDGs）
(2)国の第五次環境基本計画
(3)生物多様性*をめぐる動向
(4)循環型社会*をめぐる動向
(5)気候変動対策をめぐる動向
(6)新型コロナウイルス感染症をめぐる動向
(7)県の動向 |
|--|

- | |
|--|
| 2 環境の現状と課題
(1)生活環境 (2)自然環境 (3)資源循環 (4)環境教育・協働 (5)地球環境 |
|--|

- | |
|---|
| 3 前計画における評価と課題
(1)前計画における評価 (2)今後の課題 |
|---|

- | |
|---|
| 4 環境意識調査
(1)市民の環境に関する満足度 (2)事業者の環境に関する満足度
(3)重点的に進めるべき施策 (4)今後の課題 |
|---|

第3章 計画が目指すもの

- | | | |
|---------|-------|-----------|
| 1 総合環境像 | 2 環境像 | 3 計画の施策体系 |
|---------|-------|-----------|

第4章 施策の展開

- | |
|------------------------------|
| 環境像1 快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち |
| 環境像2 地域資源を活用し自然とふれあえるまち |
| 環境像3 資源を持続可能な形で循環し利用していくまち |
| 環境像4 次の世代の中心となって活躍する人が育つまち |
| 環境像5 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち |

第5章 計画の推進体制と進行管理

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 計画の推進体制 | 2 計画の進行管理 |
|-----------|-----------|